

新	旧	備考
<p>輸出手形保険運用規程</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00035 沿革 (略)</p> <p><u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p>輸出手形保険運用規程</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00035 沿革 (略)</p>	
<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2)</p> <p>第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条)</p> <p>第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を手形 支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条)</p> <p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条)</p> <p>第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条)</p> <p>第6章 保険料 (第37条、第38条)</p> <p>第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条)</p> <p>第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条)</p> <p>第9章 回収納付 (第47条 - 第50条)</p> <p>第10章 重複保険 (第51条)</p> <p>第11章 保険関係変更効力発生日 (第52条)</p>	<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2)</p> <p>第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条)</p> <p>第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を手形 支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条)</p> <p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条)</p> <p>第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条)</p> <p>第6章 保険料 (第37条、第38条)</p> <p>第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条)</p> <p>第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条)</p> <p>第9章 回収納付 (第47条 - 第50条)</p> <p>第10章 重複保険 (第51条)</p> <p>第11章 保険関係変更効力発生日 (第52条)</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者 を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者 を手形支払人とする荷為替手形の取扱い等</p> <p>第7条 (略)</p>	
<p>第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者 (以下「手形振出人」という。)は、名簿において、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされた者 (以下「E格バイヤー」という。)を手形支払人とする荷為替手形 (第16条の規定による承認を要するものを除く。)について、輸出手形保険手続細則 (平成13年4月1日 01 - 制度00029。以下「手続細則」という。)第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」 (以下「確認申請書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p>	<p>第8条 銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者 (以下「手形振出人」という。)は、名簿において、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされた者 (以下「E格バイヤー」という。)を手形支払人とする荷為替手形 (第16条の規定による承認を要するものを除く。)について、輸出手形保険手続細則 (平成13年4月1日 01 - 制度00029。以下「手続細則」という。)第3条第2項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第1「個別保証枠確認申請書」 (以下「確認申請書」という。) <u>1通を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するもの</u></p>	

新	旧	備考
2～5 (略)	とする。 2～5 (略)	
第9条 (略)	第9条 (略)	
<p>第10条 確認証について、第8条第1項若しくは前条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下本条において「<u>内容訂正変更通知書</u>」という。)各1通を日本貿易保険に提出すること。</p> <p>二～三 (略)</p>	<p>第10条 確認証について、第8条第1項若しくは前条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第3「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」(以下「<u>内容訂正変更通知書</u>」という。)各1通を日本貿易保険に提出すること。</p> <p>二～三 (略)</p>	
<p>第11条 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格に格付されている場合であって、約款第11条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	<p>第11条 銀行は、第8条第3項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、当該手形の支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格に格付されている場合であって、約款第11条に規定する損失発生通知書を提出していない場合に限り、決済等通知書<u>1通</u>を日本貿易保険に提出することができる。</p>	
<p>第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前には速やかに、有効期間終了後にはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。</p>	<p>第12条 第8条第3項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前には速やかに、有効期間終了後にはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書<u>1通</u>を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の5未満の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてE E格、E A格、E M格及びE F格以外に格付された場合は、この限りでない。</p>	

新	旧	備考
第13条～第15条 (略)	第13条～第15条 (略)	
<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域（以下「特定国」という。）に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行又は手形振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとするときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第5による「特定国承認申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第6による「特定国関係信用状（L/C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、同条第1項第4号に基づく日本貿易保険が定める国又は地域（以下「特定国」という。）に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行又は手形振出人は、特定国に係る荷為替手形について承認を受けようとするときは、一の荷為替手形ごとに別紙様式第1による「特定国承認等申請書」1通に輸出契約書又はこれに準ずる書類（以下「輸出契約書等」という。）の写し1通（信用状付き荷為替手形の場合は、別紙様式第5による「特定国関係信用状（L/C）概要説明書」を1通添付のこと。）を添付して本店に提出すること。</p> <p>2 (略)</p>	
第17条 (略)	第17条 (略)	
<p>第18条 日本貿易保険は、第16条第1項第2号（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による申請を審査し、承認若しくは条件付承認（以下「承認等」という。）又は不承認の旨を別紙様式第7による「特定国承認証」により申請者に回答する。</p>	<p>第18条 日本貿易保険は、第16条第1項第2号（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による申請を審査し、承認若しくは条件付承認（以下「承認等」という。）又は不承認の旨を別紙様式第6による「特定国承認証」により申請者に回答する。</p>	
第19条～第20条 (略)	第19条～第20条 (略)	
<p>第21条 銀行は、第18条の規定による承認等に係る輸出手形保険の保険関係を成立させた荷為替手形について、手形金額の全部若しくは一部が決</p>	<p>第21条 銀行は、第18条の規定による承認等に係る輸出手形保険の保険関係を成立させた荷為替手形について、手形金額の全部若しくは一部が決</p>	

新	旧	備考
<p>済されたとき又は特定国E E等バイヤーに係る当該手形が振出人により買い戻されたとき若しくは当該手形の支払人について変更があったときは、その事実を知った日から起算し、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書を本店に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿において特定国E E等バイヤー以外に格付された場合又は約款第11条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。</p>	<p>済されたとき又は特定国E E等バイヤーに係る当該手形が振出人により買い戻されたとき若しくは当該手形の支払人について変更があったときは、その事実を知った日から起算し、休日等は算入せず5日以内に、決済等通知書<u>1通</u>を本店に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿において特定国E E等バイヤー以外に格付された場合又は約款第11条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。</p>	
<p>第22条 第18条の規定による承認等を受けた銀行又は手形振出人は、承認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、決済等通知書、キャンセル・レター等保険関係を成立させなかった事由を証する書類の写し1通及び当該特定国承認証(承認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、当該特定国承認証の写し1通)を、当該特定国承認証の有効期限前には速やかに、有効期限後にはその有効期限が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、本店に提出しなければならない。ただし、承認金額の100分の5以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、この限りでない。</p>	<p>第22条 第18条の規定による承認等を受けた銀行又は手形振出人は、承認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、決済等通知書<u>1通</u>、キャンセル・レター等保険関係を成立させなかった事由を証する書類の写し1通及び当該特定国承認証(承認金額の一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、当該特定国承認証の写し1通)を、当該特定国承認証の有効期限前には速やかに、有効期限後にはその有効期限が終了した日から、休日等は算入せず5日以内に、本店に提出しなければならない。ただし、承認金額の100分の5以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、この限りでない。</p>	
<p>第23条～第26条 (略)</p>	<p>第23条～第26条 (略)</p>	
<p>第27条 第18条の規定による承認等に係る特定国承認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、その事実を証する書類1通及び別紙様式第3による「特定国承認証の内容訂正変更通知書」(以下本条において「内容訂正変更通知書」という。)1通を本店に提出すること。</p> <p>二～三 (略)</p>	<p>第27条 第18条の規定による承認等に係る特定国承認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名又は名称若しくは住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、その事実を証する書類1通及び別紙様式第4による「特定国承認証の内容訂正変更通知書」(以下「内容訂正変更通知書」という。)1通を本店に提出すること。</p> <p>二～三 (略)</p>	
<p>第28条 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第5章～第11章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p> <p>2 <u>第8条、第10条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までの間、改正前の個別保証枠確認申請書 (OCRシート20001) 及び輸出手形保険 (決済/枠戻) 通知書 (OCRシート20000) による提出を認めるものとする。</u></p>	<p>第5章～第11章 (略)</p>	
(別紙) (略)	(別紙) (略)	
別表 (略)	別表 (略)	
	<p><u>別紙様式第1</u></p> <p><u>個別保証枠確認申請書/特定国承認等申請書</u></p> <p><u>OCRシート (20001) をご使用ください。</u></p> <p><u>*OCRシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております (無料)。</u></p>	
	<p><u>別紙様式第2</u></p> <p><u>個別保証枠確認証(輸出手形保険)</u></p>	

新	旧	備考										
	<p><u>別紙様式第3</u></p> <p style="text-align: right;"><u>年 月 日</u></p> <p><u>独立行政法人日本貿易保険 御中</u></p> <p style="text-align: right;"><u>営業店所在地</u> <u>銀行名・営業所名</u> <u>代 表 者 氏 名</u> <u>印</u></p> <p><u>個別保証枠確認証</u></p> <p><u>特定国承認証</u> <u>の内容訂正変更通知書</u></p> <p><u>個別保証枠確認証</u> <u>特定国承認証</u> <u>の記載内容に訂正又は変更があ</u> <u>りましたので通知します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <table border="1" data-bbox="996 970 1881 1452"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 970 1440 1046"><u>確認（承認）番号</u></th> <th data-bbox="1440 970 1881 1046"><u>確認（承認）年月日</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 1046 1440 1161"></td> <td data-bbox="1440 1046 1881 1161"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1161 1193 1238"><u>訂正変更事項</u></td> <td data-bbox="1193 1161 1881 1238"></td> </tr> <tr> <th data-bbox="996 1238 1440 1315"><u>新</u></th> <th data-bbox="1440 1238 1881 1315"><u>旧</u></th> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1315 1440 1452"></td> <td data-bbox="1440 1315 1881 1452"></td> </tr> </tbody> </table>	<u>確認（承認）番号</u>	<u>確認（承認）年月日</u>			<u>訂正変更事項</u>		<u>新</u>	<u>旧</u>			
<u>確認（承認）番号</u>	<u>確認（承認）年月日</u>											
<u>訂正変更事項</u>												
<u>新</u>	<u>旧</u>											

新	旧		備考				
	<p><u>変更事由</u></p>						
	<p><u>別紙様式第4</u></p> <p style="text-align: center;"><u>貿易一般保険</u></p> <p style="text-align: center;"><u>輸出手形保険（決済／枹戻）通知書</u></p> <p><u>OCRシート（2000）をご使用ください。</u></p> <p><u>*OCRシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。</u></p>						
	<p><u>別紙様式第5</u></p> <p style="text-align: center;"><u>特定国関係信用状(L/C)概要説明書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>申告者住所</u> <u>（承認申請者）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>氏名</u> 印</p> <table border="1" data-bbox="1008 1184 1881 1433"> <tr> <td data-bbox="1008 1184 1254 1433"> <u>支払国</u> <u>L/C発行銀行</u> <u>L/C確認銀行</u> <u>L/C番号</u> <u>L/C発行依頼人</u> <u>手形の名宛人</u> </td> <td data-bbox="1254 1184 1442 1433"></td> <td data-bbox="1442 1184 1684 1433"> <u>手形の振出人</u> <u>手形金額</u> <u>支払条件及び期間</u> <u>輸出契約金額</u> <u>貨物名</u> </td> <td data-bbox="1684 1184 1881 1433"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><u>（該当欄に○印をつけて下さい。）</u></p>		<u>支払国</u> <u>L/C発行銀行</u> <u>L/C確認銀行</u> <u>L/C番号</u> <u>L/C発行依頼人</u> <u>手形の名宛人</u>		<u>手形の振出人</u> <u>手形金額</u> <u>支払条件及び期間</u> <u>輸出契約金額</u> <u>貨物名</u>		
<u>支払国</u> <u>L/C発行銀行</u> <u>L/C確認銀行</u> <u>L/C番号</u> <u>L/C発行依頼人</u> <u>手形の名宛人</u>		<u>手形の振出人</u> <u>手形金額</u> <u>支払条件及び期間</u> <u>輸出契約金額</u> <u>貨物名</u>					

新	旧			備考
	項目	諾	否	
	<p><u>1 信用状統一規則に基づく取消不能信用状又は支払確約文言のある信用状ですか。</u> <u>信用状の効力に影響を及ぼす文言(例えば「バイヤーが支払ったら支払います等)」が記載されている場合は、支払確約がなされているとは解せませんので、特に注意して下さい。</u></p> <p><u>2 手形金額はL/C金額の範囲内ですか。</u></p> <p><u>3 信用状に基づき振り出される手形の名宛人は、次のイ～ハの中のいずれに該当しますか。</u> <u>記号を○印で囲んで下さい。</u> <u>イ. 信用状発行依頼人</u> <u>ロ. 信用状発行銀行</u> <u>ハ. 信用状確認銀行</u></p>	<p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p>	<p>---</p> <p>---</p> <p>---</p> <p>---</p>	
	<p><u>(注) 1 「支払国」欄には、L/C発行銀行(確認付信用状の場合は確認銀行)の所在国を記載して下さい。</u></p> <p><u>2 この説明書は、信用状の取得を条件としている場合の特定国に係る輸出手形保険の特定国承認申請に際し、添付書類として1通提出して下さい。</u> <u>なお、L/Cの写しを添付する必要はありません。</u></p>			
	<p><u>別紙様式第6</u></p> <p style="text-align: center;"><u>特 定 国 承 認 証</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(輸出手形保険)</u></p> <p><u>申請日</u> <u>申請者</u> <u>担当部課</u></p>			

新	旧	備考										
	<p> <u>輸出契約番号</u> <u>輸出契約締結日</u> <u>申請内容は、次のとおりです。</u> <u>申請事由</u> <u>手形支払国</u> <u>手形支払人</u> <u>手形振出人</u> <u>船積予定日</u> <u>L/Cの有無</u> <u>申請金額条件</u> <u>契約金額</u> <u>通貨</u> <u>換算率</u> <u>上記申請に対して承認の結果は次のとおりです。</u> <u>この特定国承認申請は、承認します。</u> <u>承認しません。</u> <u>承認日</u> <u>承認管理番号</u> <u>受理日</u> <u>有効期限</u> <u>買取記録(輸出手形保険用)</u> </p> <table border="1" data-bbox="1003 813 1872 1096"> <thead> <tr> <th><u>買取年月日</u></th> <th><u>買取通知書番号</u></th> <th><u>手形番号</u></th> <th><u>手形金額</u></th> <th><u>買取銀行名押印</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>買取年月日</u>	<u>買取通知書番号</u>	<u>手形番号</u>	<u>手形金額</u>	<u>買取銀行名押印</u>						
<u>買取年月日</u>	<u>買取通知書番号</u>	<u>手形番号</u>	<u>手形金額</u>	<u>買取銀行名押印</u>								